

平成 22 年 9 月 10 日

産業労働局

「日本振興銀行株式会社の破たんに係る 中小企業者特別相談窓口」設置について

都は、日本振興銀行株式会社の破たんを受け、関連する中小企業者の資金繰りへの影響が懸念されることから、中小企業者を対象に相談窓口を設置しました。

●金融相談

日本振興銀行株式会社の破たんの影響を受けている都内中小企業者に対し、金融相談を実施します。

東京都産業労働局金融部金融課

電話相談	03-5320-4877
住 所	東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 29 階北側
時 間	平日 9 時から 12 時 13 時から 17 時

制度融資の詳細はこちら

⇒ <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/kinyu/yuushi/ichiran.html>

●経営相談

日本振興銀行株式会社の破たんの影響を受けている都内中小企業者に対し、経営相談を実施します。

財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課

電話相談	03-3251-7881・7882
FAX 相談	03-3251-7888
Eメール相談	sien@tokyo-kosha.or.jp
住 所	東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 4 階
時 間	平日 9 時から 11 時 30 分 13 時から 16 時 30 分

【問い合わせ先】

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 29 階北側

東京都産業労働局金融部金融課 担当: 鈴木・加倉井(かくらい)

電話: 03-5320-4872・4873(直通) 内線: 36-810・820